

#### IV 安心して子どもを産み・育てることができる環境の整備

##### 7 結婚支援の充実

- ✓ 市町村福祉事務所の窓口就業支援の専門性を確保するため、地域の実情に応じて「就業支援専門員」を配置するなど、母子・父子自立支援員等と連携した総合的な支援体制を構築・強化するための取組を推進します。また、行政との関わりを持つ機会を持ちづらひひとり親家庭等にも必要な支援が行き届くよう、地域の民間団体との連携により、きめ細かな相談・支援を行う支援体制の構築に向けた取組を推進します。
- ✓ ひとり親家庭等の子どもは親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況に置かれるとともに、親と過ごす時間も限られ、しつけや教育などが十分に行き届きにくいなどの状況があるため、世代間の貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭等の子どもの基本的な生活習慣の習得支援・学習支援等の取組を推進します。

### 目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	子育て・生活支援の充実	102
2	就業支援	102
3	就業機会の拡充	102
4	子どもの生活・学習支援	102
5	養育費確保・面会交流の支援	102
6	経済的支援の充実	103
7	ひとり親家庭等への相談支援体制の充実（再掲）	103
8	母子生活支援施設・児童相談所との連携（再掲）	103

基本理念 IV 安心して子どもを産み・育てることができる環境の整備

基本施策 7 結婚支援の充実

施策 ① 結婚に対する気運の醸成

### 施策の目的

- ◇ 独身男女に結婚や家庭に対する意識、関心を高めてもらうとともに、結婚支援に対する地域やボランティア、企業等の理解と取組を促進し、独身男女の活動を支援する社会づくりを推進する。

### 現状と課題

- 島根県の平均初婚年齢（H30）は、男性が30.6歳、女性が29.1歳で年々上昇しており、未婚・晩婚化が進行しています。〔P5：図5〕
- 「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査（H30）」から、独身でいる理由として「時間やお金の面で自由や気楽さを失いたくない（29.9%）」、「安定した雇用・収入がない（23.9%）」、「結

婚に魅力を感じない（20.3%）」との回答が多く、未婚・晩婚化の進行の背景には、若い世代の結婚や家庭、子育て等に対する負担感の高さや、結婚への関心の低さが挙げられることから、こうした世代への適切な啓発、情報提供が求められています。〔P6：図7〕

- 地域とのつながり、親族間や職場でのつきあいが希薄化し、独身男女に対するお見合いや出会いの場が減少していることから、結婚（未婚・晩婚化）問題を社会全体の問題として捉え、結婚を望む独身男女の活動を支援する気運を醸成し、身近な地域において、行政やボランティア、コミュニティ、企業等が連携し、多様な出会いの場や情報を提供するなど、取組を促進する必要があります。

## 施策の方向性

- ✓ 若年層への結婚、妊娠、出産、子育て等に関する理解、関心を高めるための啓発を推進します。
- ✓ 結婚支援に対する県民の理解、関心を高め、行政やボランティア、コミュニティ、企業等での取組を促進するための啓発を推進する。

## 目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	子育て等に関する情報提供の充実（再掲）	103
2	結婚・子どもの未来デザイン講座の実施（再掲）	104

## 施策 ② 出会いの場づくりとマッチング支援の強化

### 施策の目的

- ☆ しまねで出会い、結婚し、家庭を築き、子どもを産み育てたいと願う男女が、その希望を実現できるよう、「出会いの場づくり」を推進します。

### 現状と課題

- 「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査（H30）」では、「一生結婚するつもりはない」との回答は9.4%と低かった一方で、独身でいる理由として「適当な相手にまだめぐりあわない」との回答が44.8%と高く、出会いの場が不足している現状があります。〔P5：図6、P6：図7〕
- 「未婚・晩婚化対策のために行政に期待する施策」としては、「出会いの場の設定」が32.9%と、前回調査（H25）に比べて10.1ポイント増えています。
- 地域とのつながり、親族間や職場でのつきあいが希薄化し、独身男女に対するお見合いや出会いの場が減少していることから、身近な地域において、行政やボランティア、コミュニティ、企業等が連携し、多様な出会いの場や情報の提供、マッチングなど、取組を促進する必要があります。

### 施策の方向性

- ✓ 結婚支援サービスが県内どこでも受けられるよう、市町村と連携して結婚相談・支援の体制を整備

します。

- ✓ 独身男女への結婚情報や出会いイベント情報等の提供、ボランティア等による結婚相談・紹介、コンピューターマッチングシステムの利用拡大等により、相談・マッチング機能の充実を図ります。
- ✓ 民間事業者や各種団体等の多様な主体と連携し、出会いイベントの実施や情報発信を実施します。

## 目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	市町村における結婚支援への取組の強化	104
2	相談・マッチング機能の充実	104

### 基本施策 8 子どもと親の健康の確保

#### 施策 ① 妊娠・出産等への支援

## 施策の目的

- ◇ 妊娠、出産に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、不妊に悩む夫婦等への相談支援、経済的支援を実施し、子どもを産み育てたいと願う人の希望の実現を図る。

## 現状と課題

- 母親の年齢が35歳以上の出産割合が増加しています。妊娠・出産する時期を失わないよう知識や情報を広める必要があります。
- 夫婦の10～15%が不妊であるといわれ、原因不明の場合もあり、不妊に悩むカップルは増加しています。
- 不妊の原因は、男女双方にあるとされています。このため、男女双方の関わりが必要です。
- 不妊治療の経済的負担を軽減するため、平成17年度から特定不妊治療費助成を行っていますが、制度について引き続きPRし、利用の促進を図る必要があります。
- 不妊に関する情報提供や相談体制が必要なことから、不妊専門相談センターによる相談事業を行っています。また、治療を希望する人が不妊治療を受けやすい社会環境等の整備が必要なことから、正しい知識の普及を一層進める必要があります。

## 施策の方向性

- ✓ 妊娠・出産等について自己決定の尊重を基本として、女性及び男性に対して適切な時期に正確な情報提供を行うなどの啓発普及を図ります。
- ✓ 若い男女が早い時期から妊娠・出産についての知識が得られ、妊娠・出産する時期を失わずに、個々のライフプランに役立てられるよう知識や情報を広める取組を行います。
- ✓ 不妊に悩む夫婦等を対象に、専門医・助産師による電話・面接相談を行うことにより悩みの解消・自己決定の支援を行います。

- ✓ 特定の不妊治療費（体外受精・顕微授精）に対する助成を行い、子どもを産み育てたいと考えている夫婦の経済的負担の軽減を図ります。

## 目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	妊娠・出産等の正しい知識の普及	104
2	不妊専門相談事業の実施	105
3	特定不妊治療費の助成（再掲）	105

### 施策 ② 母子保健等の充実

#### 施策の目的

- ◇ 保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携により、母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る。
- ◇ 安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制の充実を図る。

#### 現状と課題

- 周産期死亡率、乳児死亡率、妊産婦死亡率はいずれも全国より低く概ね良好に推移していますが、出生数は年々減少しています。一方、未熟児や、医療的ケアが必要な児は増加傾向にあり、支援体制の充実が求められています。
- 周産期医療は、県内の中核となる4病院と、地域の周産期医療施設とのネットワーク体制の強化を図っていますが、産科医、助産師、小児科医の不足や高齢化、偏在化等深刻な状況は続いており、引き続き医療従事者の確保が課題となっています。
- 全ての親と子が健やかに育つ社会を目指し、妊娠・出産・子育て期における切れ目ない支援が提供されるよう母子保健活動を推進していく必要があります。
- 出産・育児は、同居家族や地域で支えてきた面もありますが、核家族やひとり親家庭など、こうした支えが届きにくい家庭が増加しています。
- 妊娠期から産後は、体調の変化や家庭の事情から、一時的に家事や育児の援助を望む声は多いですが、島根県では、民間サービスの展開は望みにくいなど、体制が十分ではありません。
- 妊娠中の母親の喫煙率は年々減少していますが、出産後概ね4ヶ月時点では妊娠中に比べて約1.5倍となっています。また、父親の喫煙率も年々減少していますが、県が定める目標（第4次島根県たばこ対策指針：令和5年度時点20%）には達していません。

#### 施策の方向性

- ✓ 安全・快適な妊娠・出産、母親と子どもの健康保持と増進が出来るよう環境づくりを推進し、子どもや母親の健康確保に努めます。
- ✓ 子どもを産み育てたいと望む夫婦が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、周産期・小児の医療

IV 安心して子どもを産み・育てることができる環境の整備  
8 子どもと親の健康の確保

提供体制を整備するとともに、母子・子育てのサービス提供体制を充実します。

- ✓ 妊娠中の禁煙及び出産後の禁煙継続支援を医療機関との連携により推進します。また、子どものいる家庭での受動喫煙防止対策について、引き続き啓発をしていきます。

### 目的を達成するための主要事

番号	事業名	資料編ページ
1	周産期医療の充実	105
2	産前・産後のサポート体制の充実	105
3	慢性疾病児・医療的ケア必要児等への支援の充実	105
4	受動喫煙防止対策の推進	105

### 施策③ 小児医療の充実

#### 施策の目的

- ◇ 県内どこでも子どもが安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図る。

#### 現状と課題

- 県内の小児科医の分布は、医療圏域毎に大きな差があり、小児科医の偏在が生じています。
- 小児救急医療は、救急医療体制（初期（在宅当番医、休日診療所等）、二次（救急告示病院）、三次（救命救急センター））の中で確保していますが、一部の地域では初期救急患者が二次・三次救急医療機関に集中することで、診療機能の低下を招いています。
- 小児の悪性新生物や内分泌疾患などの小児慢性特定疾病については、悪性新生物等16疾患（762疾病）について451人が給付（H30年度末）を受けており、小児慢性特定疾病病児が治療を受けやすくする必要があります。
- また、小児慢性特定疾病の対象が762に拡大されたことから、制度の周知を図る必要があります。

#### 施策の方向性

- ✓ 県内どこでも子どもが安心して医療サービスを受けられるよう、小児科医の確保に努めます。また、医療圏域毎の効率的な小児救急医療体制を整備していくほか、内科医等を対象とした小児救急に関する研修、保護者向け電話相談サービスを実施するなどにより、小児医療の充実を図ります。
- ✓ 治療が長期間にわたり医療費も高額となる小児慢性特定疾病に係る治療費について、児童福祉法（根拠法）に基づく医療費助成を行ない、患者家族の医療費の負担軽減を図るとともに、相談支援など小児慢性特定疾病児童に対する支援を実施します。

## 目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	小児医療提供体制の充実	106
2	子ども医療電話相談の実施	106
3	小児慢性特定疾病への支援	106

### 施策 ④ 食育の推進

#### 施策の目的

- ◇ 「食べる知恵」を身につけ、食への「感謝の心」を養い、子どもたちが望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたって心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すことができるよう、食育を通して「生きる力」を育む。

#### 現状と課題

- 朝食を欠食する幼児はゼロではなく、ほぼ横ばいで推移しており、児童生徒は学年が上がるにつれ増加する傾向が見られます。親世代では、朝食の欠食や野菜の摂取不足、塩分摂取についての意識が低い等の課題があります。
- 核家族化やライフスタイルの多様化により、子どもだけで食べる「孤食」などが見られ、食に関する知識や食文化が世代間で受け継がれないなどの課題があり、多様化している家族形態や生活状況に配慮した食育の取組が必要です。
- 栄養バランスの偏った食事、運動（外遊び、部活動等）不足、睡眠不足など生活習慣の乱れから、生活習慣病の発症、情緒面への影響など子どもの健康課題が発生しています。
- 子どもたちの望ましい食習慣が形成されるよう、保育所・幼稚園・学校・地域・生産者など幅広い分野の方々と連携した取組を展開し、食育を県民運動として一層推進する必要があります。
- 学校においては、食生活の改善が促進されるよう、組織として一体となって取り組むとともに、地域の保健・医療関係者等の専門家や関係機関を活用していく必要があります。
- 子育て世代や若者に食に対する関心をもってもらい、食育が実践できるようになるためには、情報発信や体験の場づくりが必要となります。

#### 施策の方向性

- ✓ 子どもたちが食育活動を通して食に関心を持ち、望ましい食生活が実践できるよう、関係団体の連携・協力による地域の食育推進力の充実・強化に努めます。併せて子どもたちへの食育が進むよう、親世代への取組を行います。
- ✓ 保育所、幼稚園、学校、家庭、地域の関係団体等が連携して取り組む生活習慣づくり、望ましい食習慣の形成を推進します。
- ✓ 学校給食の充実、地産地消の推進、和食の推進等、栄養教諭を中核とした食育の推進を図ります。

- ✓ 食育の推進、食に関する指導の充実を図るため、「食の学習ノート」等、食育に関する教材の有効活用を推進します。
- ✓ 身近なところで、食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験の場づくりや食文化の継承のための活動を推進します。

### 目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	食育に関する情報提供	106
2	食育に関する人材育成とネットワークづくりの推進	106
3	食育に関する体験活動の促進	106
4	学校における食育の推進	107

#### 基本施策 9 仕事と生活の調和

#### 施策 ① 仕事と子育ての両立支援

### 施策の目的

- ☆ 仕事と子育ての両立を図ることができる環境の整備を図る。

### 現状と課題

- 「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査（H30）」では、女性の就業の望ましいあり方について「結婚や出産と関係なく仕事を続ける」が65.2%と前回調査（H25）に比べて15.7ポイント増加し、「子どもができるまでは仕事を持ち、出産を機に退職し、子どもが大きくなったら再就職する」は21.6%と10.6ポイント減少しています。
- 結婚や出産を機に仕事をやめた経験の有無については、女性において「仕事をやめたことがない（現在も続けている）」が41.1%と6.3ポイント増加しています。
- 「仕事と子育ての両立支援のために行政に期待する施策」としては、「企業への働きかけ（47.6%）」、「安定した雇用の確保（43.0%）」が高い割合となっていることから、安定した雇用の確保や企業への働きかけを進めていく必要があります。
- 「仕事と子育てを両立するために職場において必要な取組」としては、「育児休業中の賃金その他の経済的給付の充実」、「育児休業などが気兼ねなく利用できる人的体制の整備や雰囲気づくりを進める」、「子どもが病気などの時のための休暇制度の拡充」、「子育て中の者について、勤務時間の短縮や勤務時間帯の変更を柔軟に行う」が高い割合となっており、安心して働くことができるようになるためには、企業における就業環境の整備を図ることが重要であり、事業主への普及啓発の充実強化を図る必要があります。
- 就業、住宅、養育など様々な面で困難を抱えるひとり親家庭等においても仕事と子育ての両立が図られ、自立した生活を営むことができるようになるために、これまでの経済的支援中心の支援から、

子育てと生活支援、養育費確保・面会交流の支援、経済的支援等を含む総合的な対策へ転換していく必要があります。

## 施策の方向性

- ✓ 育児・介護休業法等の関係法制度等について、事業主・労働者等へ普及啓発を進め、仕事と家庭の両立が図られる職場環境づくりを促進することにより、仕事と生活の調和実現のための取組を推進します。
- ✓ 結婚して子どもを産み育てるというライフプランを描くことができるよう、地域産業の振興等により安定した雇用の場の拡大を図ります。
- ✓ 結婚・出産・育児等により長期間離職した方に対する再就職支援を行います。
- ✓ 従業員の子育て支援を積極的に支援する企業を認定（こころカンパニー）、表彰するなど、企業等における仕事と子育ての両立がしやすい職場環境づくりを促進します。
- ✓ ひとり親家庭等については、仕事と子育ての両立には子育て・生活支援が不可欠であることから、子ども・子育て支援法に基づく支援策と、ひとり親家庭等向けの支援策を組み合わせ、地域のひとり親家庭等それぞれのニーズに応じて、ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援を推進する。また、安心・安全な生活を営むことができるよう、入居債務保証支援事業を活用し、社会福祉協議会等との連携により住宅確保に向けた支援を行います。

## 目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	仕事と子育ての両立支援	107
2	離転職者等の職業訓練の実施	107
3	生活支援資金（教育支援、育児・介護休業者支援）の制度融資（再掲）	107

### 施策 ② 子育てしながら働きやすい環境づくり

## 施策の目的

- ◇ 多様化する雇用形態や就業形態において、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）に配慮した働きやすい環境の整備を図る。

## 現状と課題

- 令和元年に実施した「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」によると、「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考えに否定的な人の割合が、今回の調査で初めて7割（70.8%）を超える一方で、「子育ては、やはり母親でなくてはと思う」という意識に肯定的な人の割合は過半数（59.0%）を超えており、子育てに関しては依然として「女性が担うもの」といった固定的性別役割分担意識が強いことが伺えます。



- また、男性が仕事優先の働き方により家事や育児に十分参画することができないことは、女性の子育てに対する負担感を増大させる一因となります。
- 併せて、将来的に予測される大幅な人口減少や高齢化の進展などにより、地域の産業を支える労働力の確保が重要な課題となっています。
- このため、子育てや介護など個人の置かれた状況に応じて、仕事と生活の調和の取れた多様で柔軟な働き方が選択できる社会が求められています。
- それぞれの雇用形態や就労形態において、労働者が仕事と生活のバランスがとれ、働きやすいものとなるよう、雇用環境の整備を進めていく必要があります。

## 施策の方向性

- ✓ 仕事優先の意識や固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動を進めます。
- ✓ 男性の育児への積極的な参加を促進するための取組を推進します。
- ✓ 従業員が子育てや介護を仕事と両立させることができ、安心して働き続けられる環境を整えるため、経営者・管理職の意識改革や、職場環境の改善などに積極的に取り組む事業者を支援します。
- ✓ 誰もが、仕事と家庭生活のバランスがとれて安心して働くことができるよう、「しまね働き方改革宣言」（平成 29 年 11 月、しまね働き方改革推進会議）に基づき、島根労働局や関係機関と連携しながら個々人の生活等に配慮した働き方が選択できる職場環境の改善に向けた取組等の普及啓発を推進します。

## 目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	男女共同参画の理解の促進	107
2	子育て等や仕事に取り組むことができる環境づくり	108
3	雇用環境改善の普及啓発	108

### 基本施策 10 安心して子育てできるまちづくり

#### 施策 ① 快適な生活環境の確保

## 施策の目的

- ◇ 公共施設のバリアフリー化、安全・安心で快適な住宅の供給等を図ることにより、子育てを支援する生活環境づくりを進める。

## 現状と課題

- 誰もが安全かつ快適に暮らせるやさしいまちづくりの推進が求められていることから、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」の普及・啓発など、住民、事業者、各種団体、行政等が連携のもと、一体となった取組を進める必要があります。

- 妊産婦等が公共施設等を利用する際、入口近くの駐車スペースを利用できる「思いやり駐車場利用証制度」について、引き続き普及を図っていく必要があります。
- 子育て世帯が安全・安心で快適な住生活を営むことができる低廉な住宅が不足していることにより子育て世帯の住居費に負担がかかっていることから、子育てに適した住宅の供給を進める必要があります。
- 妊産婦、子育て世帯等全ての人が安心して外出できる生活環境の整備が求められていることから、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、子育て世帯を含む全ての人が安心して利用できる都市公園の環境整備（バリアフリー化等）を進めていますが、未整備の都市公園もあることから、引き続き環境整備を進めていく必要があります。

## 施策の方向性

- ✓ 「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」の普及・啓発等による公共施設等のバリアフリー化の促進を図ります。
- ✓ 乳幼児を連れた家族が外出時におむつ替えや授乳などのために自由に利用できる施設を広く周知することにより、安心して外出できる環境づくりを進めます。
- ✓ 子育て世帯が、それぞれのライフスタイルに応じて無理のない負担で適正な規模の住宅に居住できるよう、市町村と連携して住宅整備への支援、公的賃貸住宅の供給、住宅に困窮する子育て世帯の優先的な入居方式の導入など、子育てに適した安全・安心で快適な住宅の供給を進めます。
- ✓ 子育て世帯等の利用上の利便性及び安全性の向上を図るため、都市公園のバリアフリー化を進めます。

## 目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	ひとにやさしいまちづくりの推進	108
2	乳幼児連れ家族が安心して外出できる環境の整備	108
3	安全で快適な住宅の供給	108
4	都市公園の整備	108

## 施策 ② 安全・安心なまちづくり

### 施策の目的

- ◇ 通学路・公園等における防犯設備の整備・改善、地域住民等が行う自主防犯活動の促進、交通安全施設の整備、交通安全教育の実施等を通じて、子どもや親子づれにとって安全で安心できる環境づくりを進める。

## 現状と課題

---

- 近年、都市化や核家族化の進展に伴い、地域の連帯感や家族の絆が希薄化し、地域社会全体で子どもを守り育てる機能が低下しているほか、通学路等における声かけ・つきまとい事案も継続して発生しているため、徐々に設置台数が増加している街頭防犯カメラの設置促進を継続する必要があります。
- 子どもを犯罪等の被害から守るためには、地域住民による子ども・女性みまもり活動の更なる推進が求められています。特に自主的なみまもり活動に積極的に参画してもらうためには、タイムリーな情報提供が効果的であり、各種広報媒体のほか、「みこぴー安全メール」等のデジタルコンテンツを有効活用した情報提供を積極的に行う必要があります。
- 島根県は侵入犯罪や乗り物盗の被害時の無施錠率が全国的にワースト上位となっており、とりわけ自転車窃盗については、子どもの被害が多数を占めています。子ども世代からの鍵かけ意識の高揚は自転車窃盗事件だけでなく、侵入窃盗事件の被害防止をはじめとした、安全で安心なまちづくりに大きく寄与すると考えられることから、子どもの鍵かけ意識高揚が求められています。
- 県内で子どもが被害に遭った交通事故の傾向としては、自宅周辺（生活道路）での発生が多い傾向にあります。このため、生活道路及びその周辺における交通規制を適正に実施するとともに、標識・標示をはじめとする各種交通安全施設を計画的に整備するなど、安全安心な交通環境を整えていく必要があります。
- 平成 24 年に京都府亀岡市をはじめ登下校中の児童が巻き込まれる事故が相次いで発生したことや、近年では平成 31 年 4 月に豊島区で暴走した乗用車による親子の交通死亡事故、令和元年 5 月には大津市にて集団で通行する園児の交通死傷事故が発生しました。このような子どもが犠牲となる交通事故をなくすため、通学路や未就学児の移動経路等においては、子どもや親子づれが安全・安心して通行するための道路空間を創出する必要があります。
- 子どもを交通事故から守るため、関係機関・団体が一層連携し、地域と一体となって、保護者等も含めた交通安全教室を実施するなど、継続してきめ細やかな指導を行っていく必要があります。

## 施策の方向性

---

- ✓ 地域安全推進員、交通指導員、民生児童委員等の「みこぴー安全メール」への加入を促進するなど、情報をタイムリーに共有できる取組を進めます。
- ✓ 通学路や公園をはじめとした公共空間における防犯環境の整備・改善や地域住民等が行う自主防犯活動の活性化支援等を通じて、子育てする親にとっても、しまねの未来を担う子どもにとっても、安全で安心できるまちづくりを進めます。
- ✓ 県内各校で行っている防犯教室を通じ、「子ども 110 番の家」や「子ども・女性みまもり運動登録事業者」等について紹介し、有事の備え場所について事前に確認しておくよう指導を行います。また、学校を通じ教職員や P T A への周知も図り、「子ども 110 番の家」等との事前の顔合わせ、有事の際の打ち合わせ等を行う事を推奨していきます。
- ✓ 未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における交通安全施設の整備や生活道路等における最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制を通じて、子どもや親子連れなどにとって安全で安心できる交通環境づくりを推進します。
- ✓ 通学路や未就学児の移動経路等における交通安全施設の整備を通じて、子どもや親子づれにとって

安全で安できる道路空間の整備を進めます。

- ✓ 段階的かつ体系的な交通安全教育の実施等を通じて、子どもや保護者等の交通安全意識の普及徹底を図り、安全で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

### 目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	公共空間における防犯環境の整備・改善	109
2	地域住民が行う自主防犯活動の推進	109
3	未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における交通安全対策の推進	109
4	安全な歩行・走行のための道路整備	109
5	交通安全教育の推進	109

